

## 鎌倉市議会基本条例評価・検証結果

鎌倉は、海と山の美しい自然環境と、ゆたかな歴史的遺産に恵まれた古都である。また、全国に先駆けて昭和33年に平和都市であることを宣言し、昭和48年には議会基本条例の底流をなす鎌倉市民憲章を制定した。今日まで市民・議会・行政の連帯と友愛を深め、理想のまちに向かって市政を運営してきたが、地方分権時代における市民自治の確立のために、議会の権能と責務を再確認する必要がある。もとより議会は、日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、公選により選ばれた市民の代表者である議員による議会制民主主義を具現する場であり意思決定機関であるとともに、行政に対して監視と牽制の権能を有する。議会は、そうした権能を遺憾なく発揮し、多種多様かつ増大する市民からの要望に対し、限られた財源の中での的確に対応することが求められている。目まぐるしく変化する社会情勢の中でいかに市民福祉の向上を図るかの命題に対し、議員一人ひとりが信頼に足る高い倫理意識をもち、積極的な政策立案及び政策提言を行える政策形成能力を高めていかなければならない。そのためには、自由闊達で透明性の高い議論を進めてより開かれた議会運営を目指し、議員自身が不断の自己研鑽に取り組んでいく必要がある。将来にわたり、鎌倉市議会が市政発展の礎となることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

		取り組み状況等	評価・検証結果
<b>第1章 総則</b>			
(目的)	第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)と議会との関係等、議会について必要な基本事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。		(評価・検証対象外)
(条例の位置付け)	第2条 この条例は議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。		(評価・検証対象外)
<b>第2章 議会及び議員</b>			
(議会の活動原則)	第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。  (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。	*ホームページを活用して、議会から、さらに多くの情報を公開していく必要がある。 *SNSの活用ができていない。 *規定に具体的な問題点はない。	◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・開かれた議会として、公正性・透明性を確保するためには、情報公開手法の研究を進めるなど、不断の努力が求められる。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要

	取り組み状況等	評価・検証結果
(2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。	*議員提出議案の件数が少ない。	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・議員提出議案(条例)を増やすことができる環境作り(議会事務局の体制、非公式な政策懇談会など)とともに、議員間の活発な議論が行えるソフト面の更なる研究が求められる。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
(3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。	*パブリックコメントを実施した際、所管の常任委員会においてその結果の報告及び質疑が行われるなど丁寧な審査が行われており、現状変えるべきところはない。	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・市民意思の確認方法の研究に課題。</p> <p>・市政において、市民の合意形成がされているかどうかのチェックに課題。</p> <p>・意見聴取会との連携がされていない。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
(4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。	*意見聴取会で出た市民意見を踏まえ、観光厚生常任委員会で政策提言を行い、一歩進んだものの、政策の実現というところまでは至っていない。 *政策提言、政策立案に至る過程において、参考人制度の活用がされていない。	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・市民意見を政策提言につなげていくためには、意見聴取の仕組みを含め、引き続き努力していくことが必要。</p> <p>・請願・陳情については、極力委員会に付託し、審査するべき。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
(5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。	*政策等に課題があれば、その事案に対して必要な活動をすればよい。	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・政策法務研究会やSDGs議員連盟等の動きは出てきているが、活性化とまではいっていない。</p> <p>・政策法務相談の利用方法、予算に課題がある。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>

		取り組み状況等	評価・検証結果
(議員の活動原則)	第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。		
	(1) 議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じて、その役割を果たすこと。	<p>*議員が、議会の構成員という意識を持つ場がなかった。</p> <p>*各常任委員会から総務常任委員会への送付意見に具体性がなく、受け手が悩むことがあった。</p> <p>*議員研修会について、講義を聞いて終わりとなり、議員個人の勉強にはなっているが、議員間でその内容を踏まえた議論をするなど、発展があまりなかった。</p>	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・政策立案、政策提言等について、議員個人のモチベーションによるところがある。</p> <p>・政策法務の相談に関する規程はあるが、その前段として、会派を越えて率直に政策等について議論できる懇話会のような場があると良い。</p> <p>・委員個人が作成している常任委員会の行政視察報告について、インターネットにアップするだけでにとどまった。他の委員会の委員に報告する機会があれば良い。</p> <p>・全国的に課題となっていることについて議論する場があると良い。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
	(2) 議会の構成員として、行政への監視と牽制の機能を強化する観点から調査研究を行い、行政を監視すること。		<p>◆取り組みの評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・監視機能を発揮する前段として、懇談、議論を行うことができる場づくりも必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
(3) 条例の制定又は改廃など、議案提出権を積極的に行使すること。	<p>*議会における合意形成を行っていく過程に課題があった。</p> <p>*議員提出議案の事前説明は、十分周知が必要。</p> <p>*市長提出議案に対し、その課題を議員間で共有する場がなかった。</p>	<p>◆取り組みの評価</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みは十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・修正案を作成するときに、事務局に相談することが難しかったため、苦勞したことがある。(議員の相談体制に課題。)</p> <p>・議案説明を全体会のような共通の場で実施すると、議員間で問題意識の共有化ができるのではないかと。</p> <p>・議会の法制担当の強化が必要。常勤職員とするとともに、機構として明確にすべき。</p> <p>・法制面での課題に直面した場合に備え、弁護士との契約・確保も考えられる。</p> <p>・政務活動費や政策法務の相談に関する規程等、今あるものを活用すべき。</p> <p>・まずは、議会事務局に相談することが第一であり、そこから解決する課題もある。</p> <p>・議会事務局の強化は、二元代表制を考えた上でも必要。(議会局とするだけでは意味がない。)</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p><input type="checkbox"/> 要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>	

		取り組み状況等	評価・検証結果
	(4)それぞれの地域又は団体などの多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、市民全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	*議員は、市民全体の奉仕者、代表者という立場であり、特定の地域、団体に偏らずということは意識して活動した。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・地域の議員団のあり方が分かりにくい。 ・地域課題を全体課題とするために、国、県への働きかけなども含め、協議が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>
	(5)議会が合議制の機関であることを認識し、会議において、議員同士が積極的に議論し結論を出す環境作りをすること。	*委員間討議があまり実施されていなかった。 *陳情の委員間討議も可能となったが、質疑実施後の論点整理、争点整理というプロセスが困難であった。 *論点に分かれないと(争点がないと)委員間討議が実施困難だが、そのようなことがあまり多くなかった。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>□取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・委員間討議についてはさらなる研究が必要。(実施されない課題として、制度面にあるのか、議案、請願・陳情の内容の問題にあるのか。) ・常任委員会の送付意見の確認を行う際にも、委員間討議を積極的に活用すべき。 ・立場を事前に明らかにすることは限界がある。(論点を明確にする意見を事前に言うことはできない。) ・委員間討議実施の確認の際、委員長から、「委員間討議を要しない」と言ってしまうことは良くない。 ・委員間討議に係る運営方法等については、自由討議実施要綱の見直しを含め、別の場で議論が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>
(会派)	第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>評価になじまない</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>
	2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>評価になじまない</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>

		取り組み状況等	評価・検証結果
	3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて調整を行って合意形成に努めるなど、円滑な議会運営を図るものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価 評価になじまない</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
<b>第3章 市民と議会との関係</b>			
	第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。	<p>*情報共有の推進に努めてきた。</p> <p>*積極的に発信という視点で考えたとき、フェイスブックがあまり更新されていない。</p>	<p>◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・SNSはもっと活用すべき。 ・委員会資料、採決結果等、何の情報をどう発信するのか、検証すべき。 ・情報発信について、事実を議会側の誰が何を発信するか、SNSも同様であるが、あくまで事務局ではなく、議会(議員)がハンドリングして運用すべき。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
	2 議会は、本会議に加え、委員会を原則公開するものとする。	<p>*議会全員協議会を会議規則に協議又は調整を行うための場として位置づけたほか、多くの会議を公開してきた。</p> <p>*秘密会を除く、非公開の会議として、各派代表者会議、議会運営委員会、正・副委員長会議、議会BCPIに基づく議会災害対策会議等がある。</p>	<p>◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・議会全員協議会を「協議又は調整を行うための場」として会議規則に規定したことに伴い、本条文にも文言を加えるか(または逐条解説の記載を変更する)ということについて、別の場で協議が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要</p>
	3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価 ■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・委員間討議を含め、議論を活発に行うことが課題。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>

	取り組み状況等	評価・検証結果
<p>4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。</p>	<p>*意見聴取会は意見のある人が出てくる場となる傾向があった。 *多様な市民意見を聴取する場になり得ていない。 *議会報告会、意見聴取会を市内2か所でしかやっておらず、もう少し全体的にやってもらいたい。</p>	<p>◆取り組みの評価  <input type="checkbox"/> 取り組みは十分である  <input checked="" type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント                      ・子ども議会とタイアップするなど、機会を捉えて活用していくことも必要。                      ・参加者を増やす努力が必要。(自治・町内会や大学との連携、実施回数を増やす、鎌倉、大船会場以外の場所で開催するなど)                      ・意見聴取会で議員の発言の制約(補足的説明以外の発言は極力避ける等)がある中で、来ていただいた方に満足していただけるためにどうするか。                      ・議会広報委員会でも議論されているが、多くの世代の意見を聴くために、幅広い年代の方に参加してもらうための取り組みが必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討  <input type="checkbox"/> 要  <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>
<p>(1)実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。</p>	<p>*多様な意見を聴取できているとは思えなかった。 *「実施における目的を明確にした上で」という規定については、テーマを決めた形で意見聴取会を実施できていること、また政策提言に向けた取り組みも各常任委員会で協議を行っていることから、達成できた。 *現状の制度の枠組みの中では、改善を図りながら取り組みを行ってきた。</p>	<p>◆取り組みの評価  <input type="checkbox"/> 取り組みは十分である  <input checked="" type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント                      ・「課題を認識すること」という(条例としての)規定に、違和感を感じる。                      ・議会として政策提言をまとめていく取り組みを行っている中で、そのことも可能な限り条例に規定していくべき。                      ・条文の改正の必要性については、意見の一致を見なかった。</p> <p>◆条例改正に向けた検討  <input checked="" type="checkbox"/> 要  <input type="checkbox"/> 不要</p>
<p>(2)市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。</p>	<p>*議会運営委員会において議員定数のあり方についての検討を行った際、市民の議員定数等に対する意識を確認するため、市民アンケートを実施した。</p>	<p>◆取り組みの評価  <input checked="" type="checkbox"/> 取り組みは十分である  <input type="checkbox"/> さらになる取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント                      ・デジタル媒体を活用する。                      ・市民から無作為抽出により行政側が実施している市民アンケートの量が膨大であり、その手法を一度チェックしながら、よりよい方法を模索していく必要がある。</p> <p>◆条例改正に向けた検討  <input type="checkbox"/> 要  <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>

		取り組み状況等	評価・検証結果
	5 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。	*公聴会は開催しなかった。 *参考人招致は複数回実施した。	◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・本質的な規定だが、できているか、どのように活用するかは課題。 ・実績をあげるために使うのではなく、本当に必要な時に使っていくことが大事。 ・専門的な見地からの意見を取り入れるために、参考人制度を活用することが必要。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要
<b>第4章 市長と議会との関係</b>			
	第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。	*議案の内容について質疑していても、その形成過程まで問うことが少ない。	◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・政策等の形成過程を明らかにしていくことが、市民に対する説明責任につながるため、議会としてさらなる取り組みが必要。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要
	2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。	(意見なし)	◆取り組みの評価 ■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント (なし)  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要
	3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。	*文書質問をする案件がなかった。 *文書質問を行っている議員は限定される。	◆取り組みの評価 ■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・規定としては現状どおりで良い。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要

	取り組み状況等	評価・検証結果
4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■取り組みは十分である</li> <li>□さらなる取り組みが必要</li> <li>□別の取り組みが必要</li> <li>□取り組みが極めて不十分である</li> </ul> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□要</li> <li>■不要</li> </ul>
5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。	*執行部から速やかに回答が送付されていないことがあった。	<p>◆取り組みの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■取り組みは十分である</li> <li>□さらなる取り組みが必要</li> <li>□別の取り組みが必要</li> <li>□取り組みが極めて不十分である</li> </ul> <p>◆コメント ・答弁書の送付が遅れる場合には、議長あるいは質問者に対してその旨を伝えるなど、運用上きちんと執行部に言っている条文であるため、残すべき条文である。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□要</li> <li>■不要</li> </ul>
6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■取り組みは十分である</li> <li>□さらなる取り組みが必要</li> <li>□別の取り組みが必要</li> <li>□取り組みが極めて不十分である</li> </ul> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□要</li> <li>■不要</li> </ul>
7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。	<p>*質問していても、答弁がかみ合わないことがあったため、執行部からももう少し質問の趣旨を確認することがあった。</p> <p>*議会側の質問の内容に根拠が不明な質問も多々見受けられることから、執行部がその根拠を確認するために反問権を行使することで、より深い、現実的な議論となる。</p> <p>*質問の内容が不明瞭であるため、一度執行部が議員(委員)に確認した上で答弁をしたほうが良かったと思われる場面があった。</p>	<p>◆取り組みの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□取り組みは十分である</li> <li>■さらなる取り組みが必要</li> <li>□別の取り組みが必要</li> <li>□取り組みが極めて不十分である</li> </ul> <p>◆コメント ・反問権を行使しないことで、質問の趣旨から反れていくことがあるため、反問を行うハードルを下げていく必要がある。議会側でも、議論が活発になるための反問がしやすいようにする配慮が必要。 ・まずは市長が反問権を使用することが、活用につながる。 ・運用面で改善の余地あり。 ・条文の趣旨を原局側に伝える必要がある。 ・今後、反問権の範囲の拡充も含め、実施要綱の内容の見直しも含めた検討が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□要</li> <li>■不要</li> </ul>



		取り組み状況等	評価・検証結果
(議決事件の追加)	第8条 法第96条第2項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
<b>第5章 議会の機能強化</b>			
(自由討議)	第9条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。	*委員間討議について議案だけでなく、請願、陳情も実施することとなり、本規定に基づいた運用がなされている。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>□取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・議案や請願、陳情よりも報告事項の内容のほうが委員間討議がしやすい状況があるが、そこまで対象を拡大すると委員会が冗長になることが考えられる。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
	2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。	*委員長が論点整理を行った上で委員間討議を実施するということが縛りとなっている。 *委員長の論点整理は、議会基本条例制定時にも議論になっていたことだが、事例は多くないものの、意見が分かれたときなどに自然に実施できている。 *委員間討議を実施するに当たり、意見表明後(賛否が明確になった段階)で実施可能になれば積極的に行われるようになるかもしれない。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>□取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・意見(考え)が異なると委員長が判断したら行うといった柔軟な運用が可能となるよう、実施のタイミングも含め、自由討議実施要綱の改正も含めた検討が必要。(同実施要綱では、自由討議の運用の流れについてかなり詳細に規定をしているため。)</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
(政務活動費の活用等)	第10条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。	*政務活動費を使用して視察に行った場合、必要に応じ議員間で共有することもできれば良い。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・政務活動費の使途は議員により大きく異なり、成果発表のようなことを実施することが必ずしも良いとは言えず、会議システムに、政務活動費を使用して視察に行った議員の報告書をアップロードして共有しており、現状のままで良い。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>

		取り組み状況等	評価・検証結果
	2 会派又は議員は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年2月条例第38号)に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して用途の説明責任を負うものとする。	*監査委員からの指摘事項のあった件については、政務活動費検討会で整理を行い、書式の整理等を行った。 *領収書については、行政資料コーナーで常時閲覧できる環境にしている。	◆取り組みの評価 ■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント (なし)  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要
(議会事務局)	第11条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。	*これまで、議会事務局の法制担当は主に再任用職員が担ってきた。 *平成30年度(2018年度)から議会事務局が2課体制になったことにより、担当業務が明確になった一方、法制担当の位置づけが弱くなった。	◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・今後、議会事務局の法制面のサポートは、議事調査課が担っていく。 ・政策提案や修正案等の作成時には、まずは議事調査課に相談し、その後の専門的知見の活用も含め、アドバイス等を得る。 ・議会事務局を、協働のパートナーという位置づけとする記載が望ましいという意見のほか、本条文のもとの趣旨を踏まえ目的は達成されることから、条文改正は不要との意見が出され、条文の改正の必要性については一致を見なかった。  ◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要
(議会図書室)	第12条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、一般の利用も含め、活用を図るものとする。	*議会図書室に閲覧スペースを設けるなど、機能充実のための工夫を行った。	◆取り組みの評価 ■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・機能充実に向けた努力は行われている。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要
(議員研修)	第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	*現在、年3回程度議員研修会を実施しているが、それで不足していると感じている議員は、それぞれに課題として持っているテーマがあると思われることから、政務活動費を活用すれば良い。 *議員研修会で実施した内容が、その後の議会活動等で役に立った。	◆取り組みの評価 □取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である  ◆コメント ・研修は、議員みずから開催することも含め、もっと積極的に行っていくべき。  ◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要

		取り組み状況等	評価・検証結果
	2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民等との研修会の開催に努めるものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・条文の趣旨は、各分野の専門家を講師に呼び、市民も参加できるような開かれた研修会とすることであり、条文の文言の整理が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>■要 □不要</p>
	3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。	*議員研修会が公務に当たるかという面はあるが、議会として実施している意識を持って参加すべきである。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>□取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・議員研修会の位置づけを踏まえ、各派代表者会議等で各議員に出席を求めるよう周知徹底が必要。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>
(議会広報)	第14条 議会は、議会活動に係る情報の公開並びに市民意見の聴取及び収集のため、議員で構成する議会広報委員会を設置するものとする。	*現在の議会だよりはページ数が少ないため、字も小さく、内容を詰め込んでいる状況。せめてあと1枚(2ページ)増やすことができれば、もっと市民に読んでもらえる内容になるのではないか。 *議会だよりにQRコードを掲載するなど、紙媒体とデジタル媒体をリンクさせる取り組みも行われている。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>□取り組みは十分である ■さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント</p> <p>・議会から市民に伝えるべき情報等の増加や複雑化していることにより、議会だよりのページ数を増やす等に必要な予算の確保が必要。 ・議会だよりの作成においては、議会事務局に任せている部分が多いことから、もう少し議会広報委員会が担うことが必要。 ・広報面において、SNSのさらなる活用ができると良い。 ・議会だよりにも一般質問通告一覧を掲載しているが、そのあり様、書き方等について、その内容に応じ、改めて議会運営委員会、議会広報委員会に検討の有無も含め委ねたい。</p> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <p>□要 ■不要</p>

		取り組み状況等	評価・検証結果
(予算の確保)	第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めるものとする。	*議会費の新年度予算要求時には、各派代表者会議において議会として確認している。	<p>◆取り組みの評価</p> <input type="checkbox"/> 取り組みは十分である <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である
			<p>◆コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制担当を含めた議会事務局のあり方や議会広報などの充実、また合理的配慮という観点も踏まえ、それらに必要な予算の確保について検討した上で要求していくことが必要。</li> <li>・各派代表者会議において新年度予算要求の内容確認を行うまでに具体的に必要なものを提示していくことも考えられるが、それに向けた協議が必要。</li> </ul> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(専門的識見の活用)	第16条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制の機能の強化のため、学識経験者等の識見を効率的に活用するよう努めるものとする。	*政策提案を行う際、議会事務局の紹介で学識経験者の意見を聴くことで作業が進んだことがあることから、積極的に学識経験者等の識見を活用していくことが良い。	<p>◆取り組みの評価</p> <input type="checkbox"/> 取り組みは十分である <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である
			<p>◆コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に専門家の識見を活用する意識を議会として持っていくと良いため、民間研究機関や大学との連携を含め、非常に大事な条文である。</li> </ul> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
第6章 政治倫理			
	第17条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、別に定める政治倫理基準を遵守し、行動しなければならないものとする。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <input type="checkbox"/> 取り組みは十分である <input checked="" type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である
			<p>◆コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理基準を遵守するということを、改めて認識していかなければいけない。</li> </ul> <p>◆条例改正に向けた検討</p> <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
第7章 議員定数及び議員報酬			

		取り組み状況等	評価・検証結果
(議員定数)	第18条 議員定数は、鎌倉市議会議員定数条例(平成14年10月条例第13号)で定める。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
	2 議員定数の改定に当たっては、市政の現状や課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。	*市民等の意見を聴取し、現在の議員定数の妥当性を考えながら、議員定数削減という目標を立て、議論していく必要がある。 *常に議会、議員のあり方を考えなければいけないが、議員定数改定の議論のときには市民意見を聴くという姿勢を表す条文になっている。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・常に議会としてあるべき定数のあり方を意識した上で、定数から2名減の現状で議会運営はどうかということについて認識、問題意識を持つ必要がある。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
(議員報酬)	第19条 議員報酬は、鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年4月条例第4号)で定める。	(意見なし)	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント (なし)</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
	2 議員提案による議員報酬の改定に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。	*議員提案による議員報酬の改定という条件付きであり、市民等の意見聴取はもちろん、現状、課題並びに将来の展望を十分に考慮するという条文のとおり、活発な議論が必要。 *議員報酬を上げるための裏付けとして、議員定数を減らすことにより行うことができる。	<p>◆取り組みの評価</p> <p>■取り組みは十分である □さらなる取り組みが必要 □別の取り組みが必要 □取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント ・今後議員提案による議員報酬の改定を行う際には、きちんと市民等の意見を聴くように努めるということであり、必要な規定である。</p> <p>◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要</p>
第8章 条例の検証及び見直し			

	取り組み状況等	評価・検証結果
	<p>第20条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>*現在、初めての検証を実施しているところであり、この規定どおりに進めていくことが良い。</p>
		<p>◆取り組みの評価  <input checked="" type="checkbox"/> 取り組みは十分である  <input type="checkbox"/> さらなる取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 別の取り組みが必要  <input type="checkbox"/> 取り組みが極めて不十分である</p> <p>◆コメント                      ・「必要に応じて」と規定にあるとおり、議員の任期ごとに議論した上で時期、協議する場、公表を含めた検証の方法等について判断していくべきである。</p> <p>◆条例改正に向けた検討  <input type="checkbox"/> 要  <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p>